# 防衛省仕様書改正票

D S P C 5003C(1)

# 電けん,携帯形

制定 昭和46年 3月31日 改正 令和 2年 3月18日

(KEY, TELEGRAPH)

この改正票は、DSP C 5003C(電けん、携帯形)についてのものであり、 DSP C 5003Cと併用される。

原案作成部課等名を次のように改める。 原案作成部課等名: 航空自衛隊 補給本部通信電子部

# 防衛省仕様書

DSP

C 5003C

制定 昭和46. 3.31

改正 平成22. 5.18

電けん. 携帯形

(KEY, TELEGRAPH)

#### 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、電けん、携帯形(以下、電けんという。)について規定する。

## 1.2 種類

種類は,表1による。

表1-種類

| 種類 | バンド | 物品番号            |
|----|-----|-----------------|
| 1形 | 無   | 5805-170-8884-5 |
| 2形 | 有   | 5805-170-8887-5 |

#### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 電けん,携帯形,1形

## 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

NDS C 0002 地上用電子機器通則

## 2 製品に関する要求

## 2.1 部品・材料・加工方法

部品,材料及び加工方法は,NDS C 0002によるほか,次による。ただし、やむを得ない場合は、契約担当官等の承認を得てその他の部品を使用することができる。

- a) 部品及び材料は, 付図1及び付図2による。
- b) 電気的な接触部には、防湿・防かび処理を施してはならない。

# 2.2 構造・形状・寸法

構造,形状及び寸法は、付図1及び付図2による。ただし、1形の寸法の許容差は、表2による。

#### C 5003C

## 表 2 一許容差

単位 mm

|            | 材料又は加工方法   | による区分   |                  |
|------------|------------|---------|------------------|
| 呼び寸法       | 切削・プレス及び成形 | 鋳造によるもの | 注記               |
|            | (中心距離を含む)  |         |                  |
| 6以下        | ±0.2       | ±0.4    | 総合組立寸法の許容差は、各個の  |
| 6を超え18以下   | ±0.3       | ±0.5    | 寸法許容差の和の範囲内にあるもの |
| 18を超え50以下  | ±0.4       | ±0.6    | とする。             |
| 50を超え125以下 | ±0.6       | ±0.8    |                  |

#### 2.3 質量

質量は,表3を標準とする。

### 表3一質量

単位 g

| 名称         | 質量  |  |
|------------|-----|--|
| 電けん,携帯形,1形 | 100 |  |
| 電けん,携帯形,2形 | 420 |  |

# 2.4 性能

## 2.4.1 一般的性能

一般的性能は, **NDS C OOO2** *の* **2** *の* **2** . 1(一般的要求事項)によるほか, 次による。

- a) レバーは, 左右に極端ながたがあってはならない。
- b) バンドは、電けんを固定した場合、極端ながたがあってはならない。
- c) 丁番部(開閉止金, 開閉用軸及び開閉板をいう。以下同じ。)の強さは, 丁番部を同一平面上に開いた状態でバンドを固定し, 開閉用軸に平行に5.88 N・mのトルクを加えたとき異常があってはならない。

### 2.4.2 電気的性能

電気的性能は、常温常湿において端子間及び端子と取付けねじの間において、次の各項の規定を満足するものとする。ただし、接点の透き間は1 mm以上離すこと。

- a) 絶縁抵抗は,500 V絶縁抵抗計で測定したとき,50 MΩ以上とする。
- b) 耐電圧は、50 Hz又は60 Hz500 Vの正弦波に近い交流電圧を加えたとき、1分間これに耐えるものとする。

# 2.5 製品の表示

製品の表示を必要とするときは、付図2に示す位置に銘板を取り付けるものとし、細部は調達要領指定書の指定するところによる。

## 3 品質保証

#### 3.1 検査

検査は、表4によるほか、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

表 4 一検査

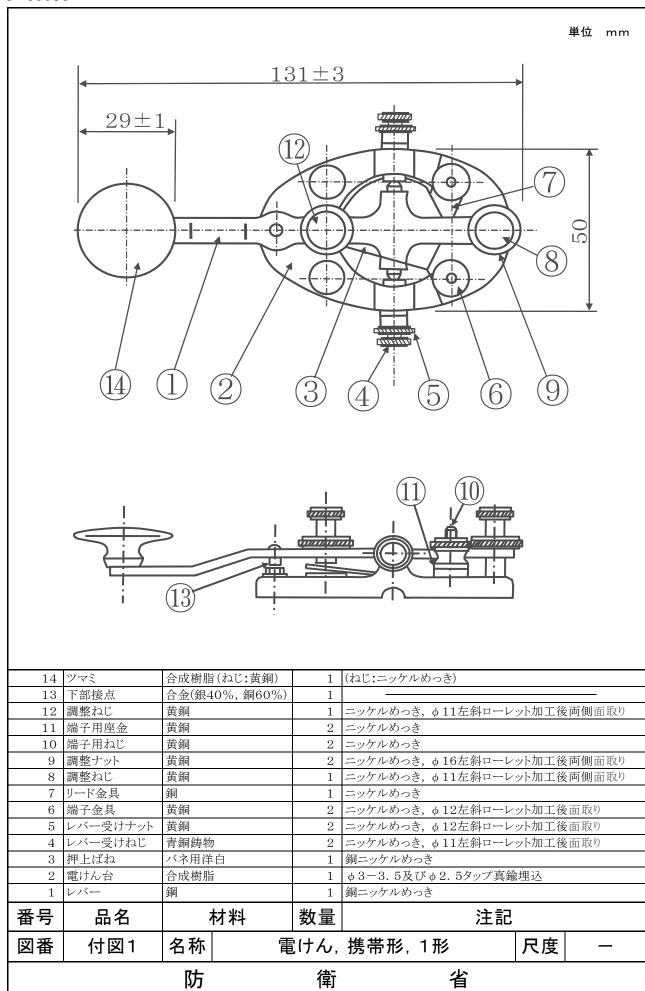
| 検査項目   | 試験方法      | 判定基準          |
|--------|-----------|---------------|
| 丁番部の強さ | 2.4.1による。 | 2.4.1 c) による。 |
| 絶縁抵抗   | 2.4.2による。 | 2.4.2 a) による。 |
| 耐電圧    | 2.4.2による。 | 2.4.2 b) による。 |

# 4 出荷条件

包装は、商慣習による。

# 5 その他の指示

契約の相手方は,電けんの製作に先立ち承認用図面を提出し,契約担当官等の承認を得なければならない。



C 5003C

